国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年９月１７日
国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所

アンダーパス4箇所において事前の通行規制を導入します

名古屋国道事務所では、過去に冠水が発生した事務所管内の4箇所のアンダーパスにおいて、これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく通行規制に加え、事前の通行規制を新たに実施します。

国土交通省では、令和8年8月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

名古屋国道事務所では、次の4箇所のアンダーパスで事前の通行規制を新たに実施します。

1)対象のアンダーパス
- 国道1号　豊川市小坂井町(豊川市小坂井町～豊川市宿町古十王)
- 国道22号　一宮市丹陽町(一宮市丹陽町～一宮市丹陽町)
- 国道23号　知立市上重原町(知立市上重原～知立市東上重原)
- 国道302号　清須市一場町(清須市西市場～清須市一場)

※各アンダーパスの場所は別紙位置図のとおり。

2)規制条件：以下①～②のうち、いずれかに該当する場合
- 国道1号　豊川市小坂井町
  ①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が45mmに達した場合（予測を含む）
- 国道22号　一宮市丹陽町
  ①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が50mmに達した場合（予測を含む）
- 国道23号　知立市上重原町 及び 国道302号　清須市一場町
  ①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が50mmに達した場合（予測を含む）
- 共通
  ②道路管理者等が冠水の可能性があると判断した場合

【投げ込み先】
中部地方整備局　記者クラブ

【問合せ先】
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
副所長　平田 美正（ひらた よしまさ）　管理第一課長　村山 貴紀（むらやま たかのり）
TEL:052-853-7324　e-mail: cbr-na-kanri1@mlit.go.jp

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル #9910 （通話料無料・２４時間受付）

国道1号　豊川市小坂井町アンダーパス

地理院地図を加工して使用

国道22号　一宮市丹陽町アンダーパス

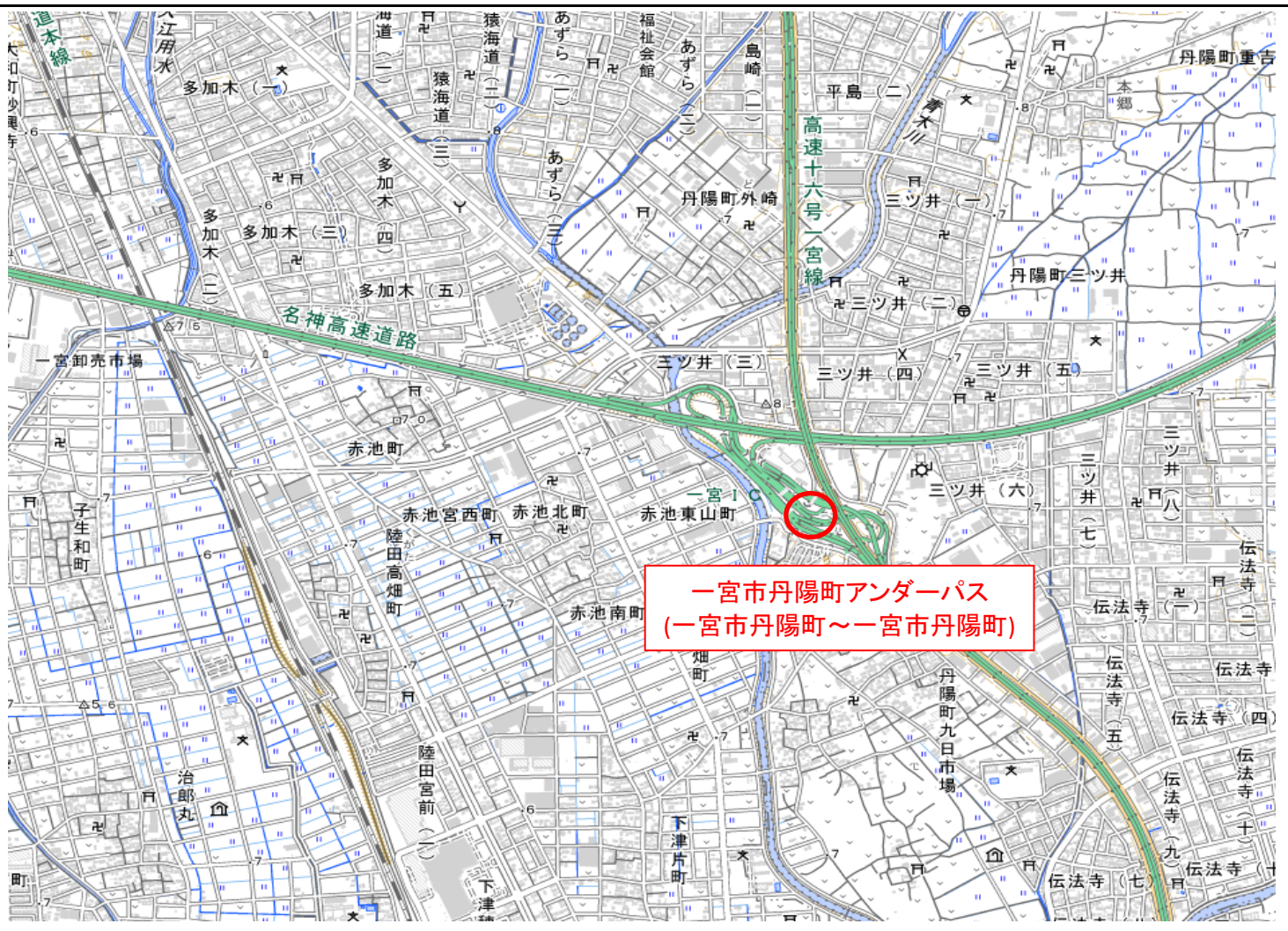

地理院地図を加工して使用

国道302号　清須市一場町アンダーパス

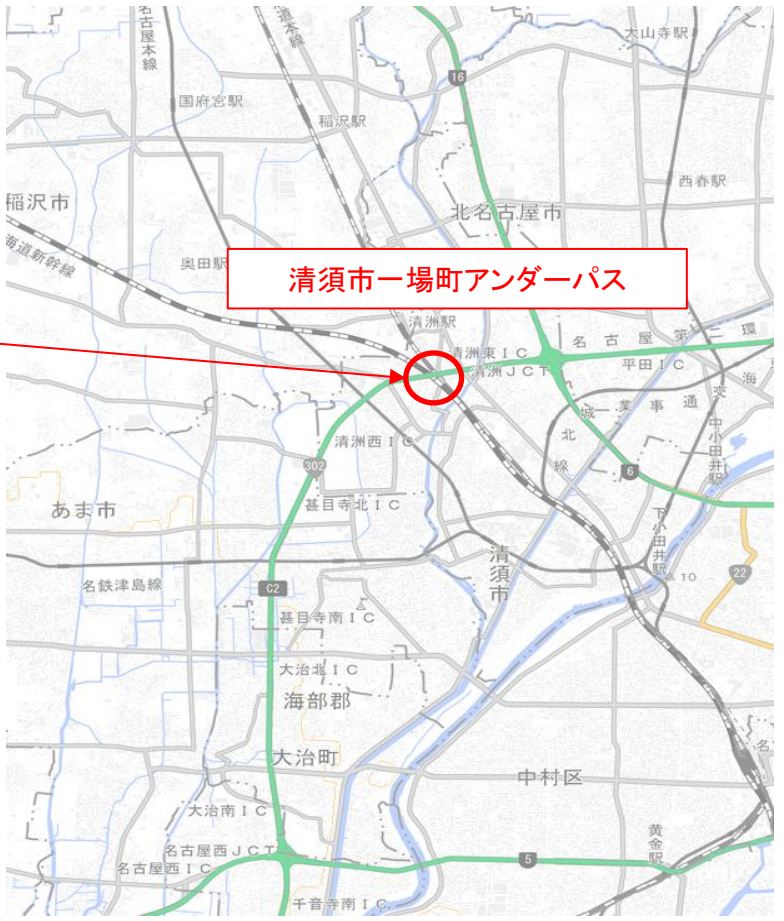

地理院地図を加工して使用

国道23号　知立市上重原町アンダーパス

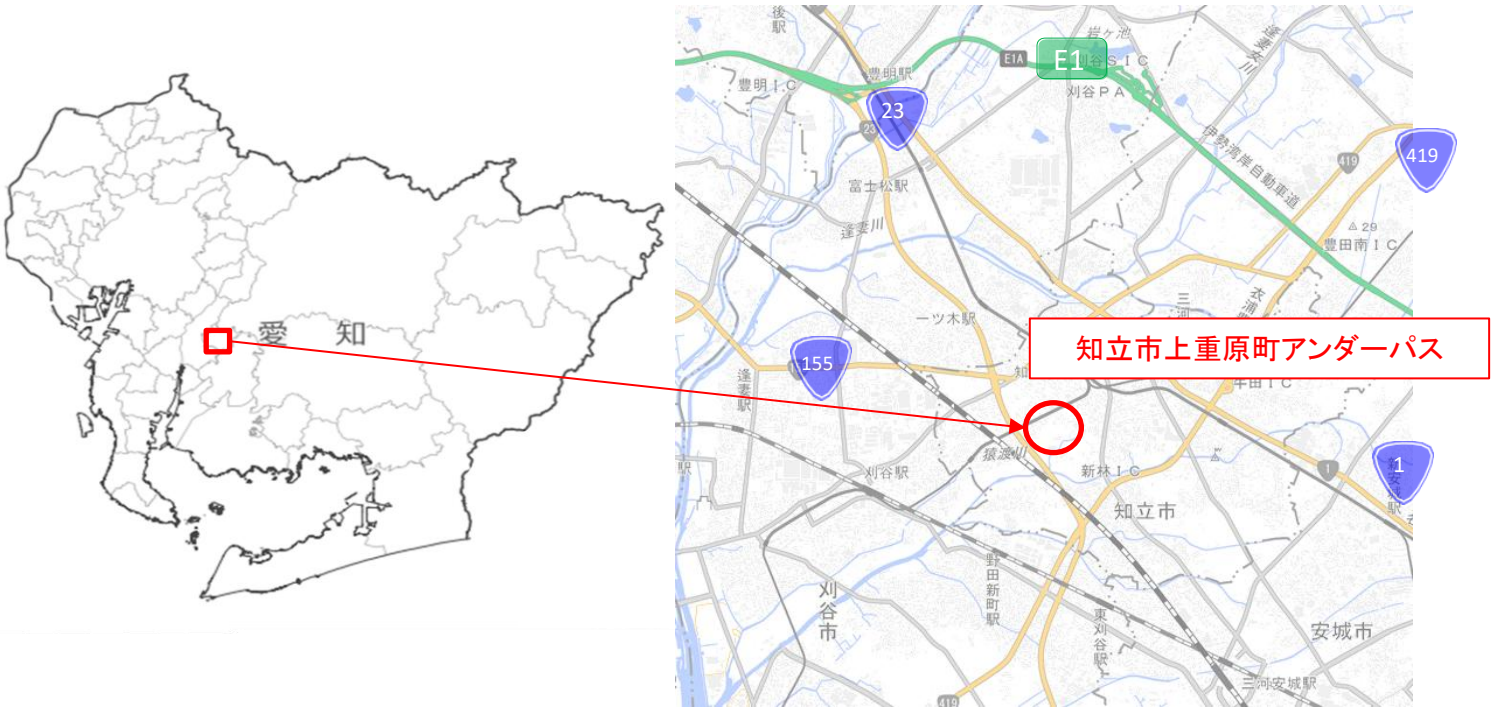

地理院地図を加工して使用